



宮 崎 県 公 報

平成26年10月20日（月曜日） 第 2635 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料（送 料 共） 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県食品開発センター管理規則……………（産業振興課） 1

告 示

○公営企業の業務の状況の公表……………（財政課） 2

○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 2

○指定居宅介護支援事業者の指定……………（ ” ） 2

○指定介護老人福祉施設の指定……………（ ” ） 2

○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ） 3

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在

地の変更……………（障害福祉課） 3

○指定希少野生動植物の指定……………（自然環境課） 3

○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同

意（3 件）……………（水産政策課） 3

○道路の区域の変更（2 件）……………（道路保全課） 4

○臨港地区内の分区の指定……………（港湾課） 4

公 告

○准看護師試験の実施……………（医療業務課） 5

○公共測量の実施の通知……………（管理課） 5

規 則

宮崎県食品開発センター管理規則をここに公布する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第57号

宮崎県食品開発センター管理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第 7 条及び第13条の規定に基づき、宮崎県食品開発センターのフード・オープンラボ（以下「フード・オープンラボ」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間及び休所日）

第 2 条 フード・オープンラボの利用時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとし、休所日は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日とする。

2 宮崎県食品開発センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。

（利用許可）

第 3 条 フード・オープンラボを利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。

2 所長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第 4 条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、フード・オープンラボの利用を拒み、又はフード・オープンラボからの退去を命ずることができる。

（1） フード・オープンラボにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

（2） フード・オープンラボの施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

（3） 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）である者

（4） その他フード・オープンラボの管理上支障があると認められる者

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、フード・オープンラボの管理及び運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月27日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 567号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の平成25年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 568号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290266	訪問看護ステーション元気	宮崎県都城市上東町3街区11号	西日本総合福祉株式会社	宮崎県都城市下川東四丁目3220番地3	平成26年9月1日	訪問看護
4570500910	特別養護老人ホーム陽光の里こもれび	宮崎県小林市真方5038番地1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	平成26年9月1日	短期入所生活介護
4570203390	訪問介護ステーション まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地の1	社会福祉法人まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地の1	平成26年9月12日	訪問介護
4570900391	小規模デイサービスより処ゆるり	宮崎県えびの市向江776番地1	株式会社K・Tみき	宮崎県えびの市向江776番地1	平成26年9月22日	通所介護
4572101162	デイサービス菜の郷	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末字アゼ地2515番地3	株式会社ブルメリア	宮崎県東臼杵郡門川町平城西14番6号	平成26年9月22日	通所介護
4570203424	心フォニー・山之口訪問介護事業所	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	株式会社フォーハート	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	平成26年9月30日	訪問介護
4570203416	皆福デイサービスセンター	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	株式会社フォーハート	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	平成26年9月30日	通所介護

宮崎県告示第 569号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570800633	居宅支援事業所まごころ	宮崎県西都市鹿野田6138-1	合同会社まごころ	宮崎県西都市三納10046番地1	平成26年9月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 570号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護老人福祉施設		開設者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		

4570500910	特別養護老人ホーム陽光の里こもれび	宮崎県小林市真方5038番地1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	平成26年9月1日	介護老人福祉施設
------------	-------------------	-----------------	-------------	-----------------	-----------	----------

宮崎県告示第 571号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290266	訪問看護ステーション元気	宮崎県都城市上東町3街区11号	西日本総合福祉株式会社	宮崎県都城市下川東四丁目3220番地3	平成26年9月1日	介護予防訪問看護
4570500910	特別養護老人ホーム陽光の里こもれび	宮崎県小林市真方5038番地1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	平成26年9月1日	介護予防短期入所生活介護
4570203390	訪問介護ステーション まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地の1	社会福祉法人まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地の1	平成26年9月12日	介護予防訪問介護
4570900391	小規模デイサービス より処ゆるり	宮崎県えびの市向江776番地1	株式会社K・Tみき	宮崎県えびの市向江776番地1	平成26年9月22日	介護予防通所介護
4572101162	デイサービス菜の郷	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末字アゼ地2515番地3	株式会社ブルメリア	宮崎県東臼杵郡門川町平城西14番6号	平成26年9月22日	介護予防通所介護
4570203424	心フォニー・山之口訪問介護事業所	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	株式会社フォーハート	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	平成26年9月30日	介護予防訪問介護
4570203416	皆福デイサービスセンター	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	株式会社フォーハート	宮崎県都城市山之口町花木1486番1	平成26年9月30日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 572号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

医療機関名	所在地	変更前	変更後	変更年月日
二葉薬局 細野	小林市	小林市大字細野字沢牟田2042-2	小林市細野2042-2	平成26年9月11日

宮崎県告示第 573号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第11条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 植物（5種）

種名	学名	科名
ハナゼキショウ	<i>Tofieldia yoshiiiana</i>	ユリ科

	<i>var. hyugaensis</i>	
ヒュウガオウレン	<i>Coptis minamitaniana</i>	キンボウゲ科
ウバタケギボウシ	<i>Hosta pulchella</i>	ユリ科
ダイサギソウ	<i>Habenaria dentata</i>	ラン科
シコクフクジュソウ	<i>Adonis shikokuensis</i>	キンボウゲ科

2 動物（2種）

種名	学名	科名
ゴマシジミ	<i>Maclinea teleius daisensis</i>	シジミチョウ科
ヒメシロチョウ	<i>Leptidea amurensis</i>	シロチョウ科

宮崎県告示第 574号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成26年8月18日
発起人の住所及び氏名	日向市 有限会社 神代丸水産

	日向市 有限会社 とべしま丸水産
加 入 区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第 575号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年10月 1 日
発起人の住所及び氏名	串間市 西 村 守 串間市 山 本 文 雄
加 入 区 の 名 称	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型漁船漁業であって小型機船船びき網等漁業以外のもの

宮崎県告示第 576号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年10月 1 日
発起人の住所及び氏名	串間市 河 野 喜 弘 串間市 吉 野 博 文
加 入 区 の 名 称	串間市第二加入区

区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 577号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年10月20日から平成26年11月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
3	県道	日南志布志線	日南市大字大窪字船橋3035番1地先から同市同大字字苗代平2684番1地先まで	旧	4.5 ～ 13.1	77.0
				新	4.5 ～ 19.6	77.0

宮崎県告示第 578号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年10月20日から平成26年11月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
54	県道	酒谷榎原線	日南市大字大窪字船橋3035番13から同市同大字字角田3092番まで	旧	5.9 ～ 18.4	267.8
				新	5.9 ～ 18.4	267.8
					11.3 ～ 43.9	260.0

宮崎県告示第 579号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第39条第 1 項の規定により、日向延岡新産業都市計画臨港地区延岡新港臨港地区内に次のように分区を指定し、公表の日から施行する。

なお、臨港地区内の分区の指定（平成元年宮崎県告示第 556号）は、廃止する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

日向延岡新産業都市計画臨港地区延岡新港臨港地区の分区

(1) 商港区（別紙図面赤色の部分）

延岡市新浜町 2 丁目の一部

(2) 工業港区（別紙図面青色の部分）

延岡市新浜町 1 丁目及び 2 丁目の各一部

(3) 保安港区（別紙図面黄色の部分）

延岡市新浜町 2 丁目の一部

(4) 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）

延岡市新浜町 2 丁目の一部

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成26年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
平成27年 2 月20日（金曜日）
午後 1 時30分から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
宮崎市古城町丸尾 100番地
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学
- 3 受験願書の受付期間
平成27年 1 月 5 日（月曜日）から 1 月13日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）。郵送の場合は、1 月13日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 その他
詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市福祉保健部健康増進課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、新富町長から次のとおり通知があった。

平成26年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（デジタル撮影：レベル1000（地上画素寸法16cm））
- 2 作業地域
新富町内全域
- 3 作業期間
平成26年10月11日から平成27年 3 月27日まで

--	--